

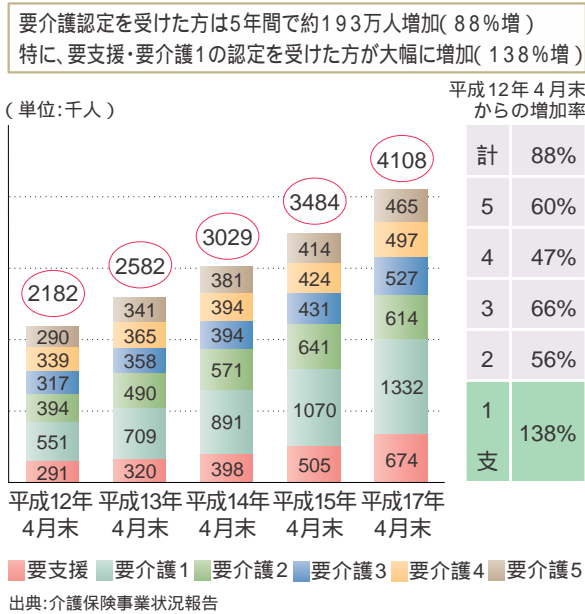
# 予防重視型システムの確立

## 見直しの背景

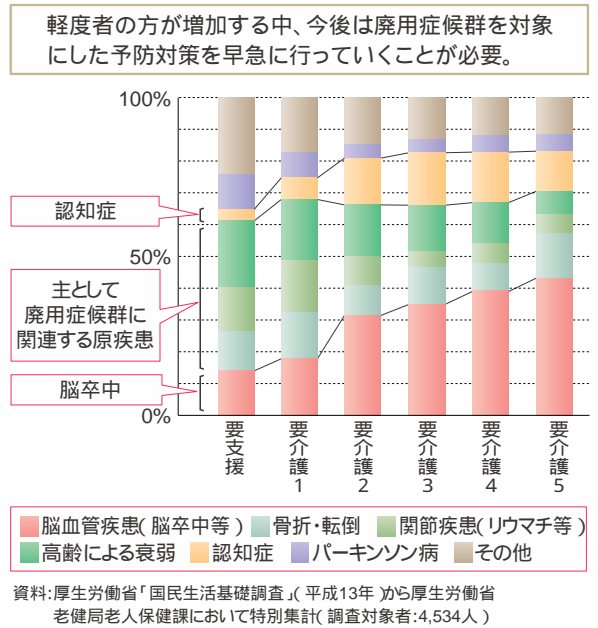
制度スタート後、要介護認定を受ける方は増加しましたが、特に、軽度者(要支援、要介護1)が大幅に増加し、認定者の半数を占めています。

軽度者の方は、転倒・骨折、関節疾患などにより徐々に生活機能が低下していく「廃用症候群(生活不活発病)」の状態にある方や、その可能性の高い方が多いのが特徴で、適切なサービス利用により「状態の維持・改善」が期待されます。

要介護度別・認定者数の推移



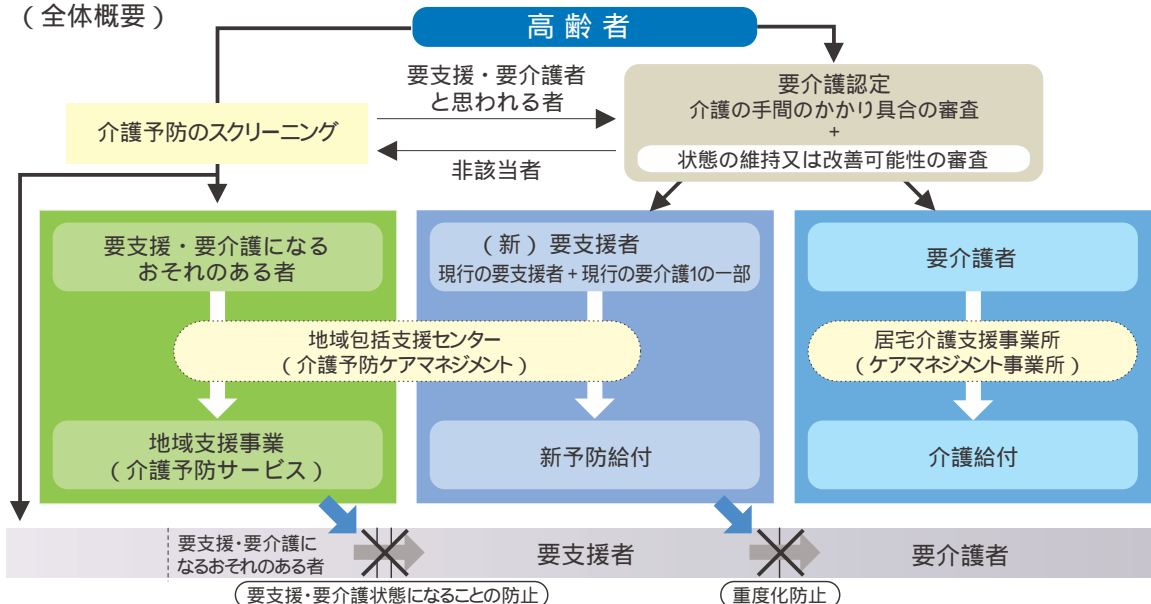
要介護度別・要介護状態の原因の割合



## 予防重視型システムの確立

今回の改革では、軽度者の方の状態像を踏まえ、できる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは、重度化しないよう「介護予防」を重視したシステムの確立を目指しています。

予防重視型システムへの転換  
(全体概要)



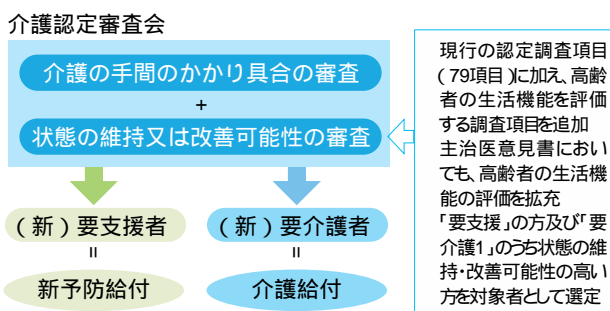
# 1 新予防給付の創設

介護保険の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、現行の予防給付について、対象者の範囲、サービス内容、ケアマネジメントを見直し、「新たな予防給付」へと再編します。

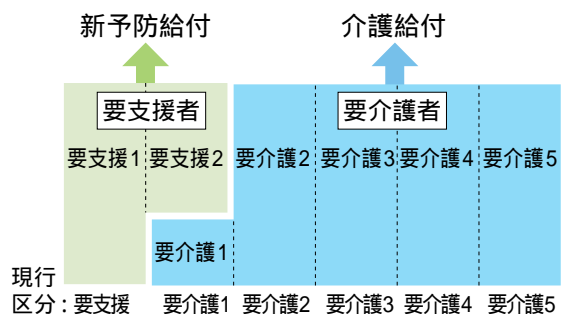
## 対象者の範囲・決定方法

対象者は、市町村が行う要介護認定のプロセスを経て決定されます。具体的には、現行の「要支援」の方（新区分の「要支援1」）、現行の「要介護1」のうち状態の維持・改善可能性の高い方（新区分の「要支援2」）が対象となります。

### 介護認定審査会における審査・判定プロセス



### 保険給付と要介護状態区分のイメージ



## 介護予防ケアマネジメント

新予防給付の介護予防ケアマネジメントは、要支援・要介護になることを防ぐ介護予防事業(p.8)との一貫性・連続性を重視しつつ、市町村が責任を持って行います。

具体的には地域包括支援センターにおいてアセスメントを行い、利用者の状態に応じた目標を設定、本人を含め様々な専門家が協力して利用者の自立に資するサービスプランを作成、サービス利用の効果などを定期的にチェックしていきます。

## 介護予防サービスの内容

新予防給付として提供される介護予防サービスには、「介護予防通所介護」「介護予防通所リハビリテーション」「介護予防訪問介護」「介護予防福祉用具貸与」など、15種類のサービス(介護予防ケアマネジメントを除く。)があります。

### 介護予防サービスの主な内容

介護予防通所介護・通所リハビリテーション	報酬の「定額化(月単位)」 「共通サービス」と「選択的サービス( )」の組み合わせ 選択的サービス = 運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上 「事業所評価」の導入
介護予防訪問介護	利用ケースの厳格化 報酬の「定額化(月単位、複数段階)」
介護予防福祉用具貸与・販売	要支援者及び要介護1の者については、特殊寝台、車いす等は原則として給付対象から除外
支給限度額	予防給付の適正化の観点から設定

新予防給付は原則として平成18年4月から実施されます。地域包括支援センターの体制が整わない市町村においては、最大2年間の施行延期が可能です。

平成18年4月以前に要介護認定を受けている方は、要介護認定の有効期間中は従来の給付を受けられます。

平成18年4月以前に介護保険施設に入所していた方は、新予防給付の対象となった場合でも、平成20年度末までは引き続き入所することができます。

## 2 地域支援事業の創設

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する「地域支援事業」が創設されます。

### 主な事業内容

介護予防事業 …………… 地域の高齢者のうち要支援・要介護になるおそれの高い方(高齢者人口の概ね5%程度)を対象に、介護予防事業(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援)を実施

包括的支援事業 …………… 総合相談支援事業  
権利擁護事業  
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業  
介護予防ケアマネジメント事業

任意事業 …………… 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業など

### 地域支援事業の事業費

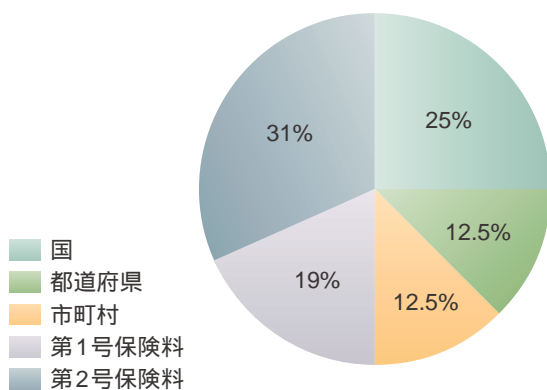
市町村は、介護保険事業計画に地域支援事業の内容、事業費を定めます。

政令で上限を定める。目安は各市町村の介護保険給付費の3.0%以内(経過措置として、平成18年度は2.0%以内、平成19年度は2.3%以内)

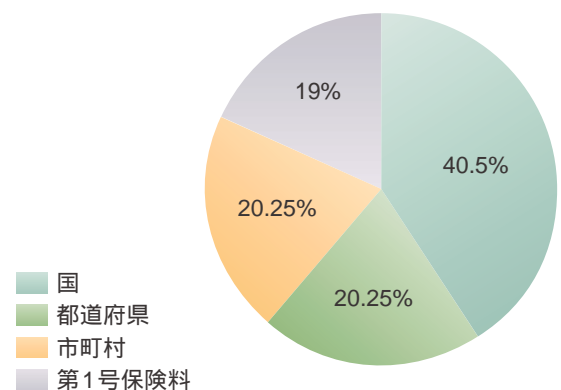
市町村は地域支援事業の利用者に利用料を請求することができます。

### 地域支援事業の財源構成

#### 介護予防事業



#### 包括的支援事業・任意事業



第1号保険料、第2号保険料の割合は、第3期(平成18～20年度)の数値

## 改正後のサービス等の種類

	予防給付におけるサービス	介護給付におけるサービス
都道府県が指定・監督を行うサービス	<p>介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>【通所サービス】 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>【短期入所サービス】 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導</p> <p>【通所サービス】 通所介護 通所リハビリテーション</p> <p>【短期入所サービス】 短期入所生活介護 短期入所療養介護</p> <p>特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売</p> <p>居宅介護支援</p> <p>施設サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設</p>
市町村が指定・監督を行うサービス	<p>介護予防支援</p> <p>地域密着型介護予防サービス 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</p>	<p>地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>
その他	住宅改修	住宅改修

市町村が実施する事業	<p>地域支援事業</p> <p>介護予防事業</p> <p>包括的支援事業 ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・介護予防ケアマネジメント事業</p> <p>任意事業</p>
------------	---